

樽見鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃の
上限認可申請に関する意見募集の結果について

令和8年5月25日

中部運輸局鉄道部監理課

中部運輸局では、令和8年3月26日(木)から令和8年4月9日(木)まで、樽見鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請について、e-GOV を通じてご意見を募集し、また、中部運輸局ホームページ上にて意見の募集について周知しました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方について、別紙のとおり公表します。

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】
国土交通省中部運輸局鉄道部監理課
電話:052-952-8030

鉄道事業者の旅客運賃上限変更認可申請(樽見鉄道株式会社)に対して頂いたご意見と国土交通省の考え方

○パブリックコメント意見提出総数:6件

○意見募集期間:令和8年3月26日～令和8年4月9日

項番	ご意見	国交省の考え方
1	<p>A.意見提出様式 Word をダウンロードしなくても提出意見が書けるようにしてほしい。</p> <p>B.京都丹後鉄道様のように、運賃は 50 円単位のほうが誰でも分かりやすく良いのでは？ 初乗りは 200 円、4-6 キロは 300 円(申請と同額)、7-9 キロは 350 円、10-12 キロ は 450 円、13-15 キロは 500 円、…というように。</p> <p>C.大垣発本巣行き最終列車とその 1 本前の発車時刻を 3,4 分繰り下げしてほしい。特に、JR 東海道線下り区間快速 23:02 終点・大垣到着を待たずに樽見鉄道最終列車が 23:01 発車するのは接続が悪いと言わざるをえない。</p>	<p>A について いただいたご要望につきまして、今後の意見募集の際の参考とさせていただきます。</p> <p>(樽見鉄道株式会社の回答) この度はパブリックコメントに対してご意見を頂戴いたしましてありがとうございます。</p> <p>B について ご提案いただいた件につきまして、貴重なご意見をいただきありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。</p> <p>C について 今後のダイヤ改正時の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>貴社提出の変更事由にある通り生活路線である以上、関係する地方自治体側がこの旅客運賃上限変更認可申請を承認しているかが重要な要素である。</p> <p>むしろ別紙2には余白がまだあるわけだからそこを詳述してほしい。</p> <p>地方自治体側と当然に議論しているわけだから、その議論の詳細または見解相当を追加回答願う。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、樽見鉄道株式会社にお伝えいたしました。</p> <p>(樽見鉄道株式会社の回答) この度はパブリックコメントに対してご意見を頂戴いたしましてありがとうございます。</p>

		沿線自治体で構成される「樽見鉄道連絡協議会」にて、ご意見を伺い承諾をいただいております。
3	<p>貴社のホームページにこのような一文がある。 「昭和 59 年、国鉄樽見線が迎えた廃線。そして、路線の存続を望む声にささえられて誕生した樽見鉄道。」</p> <p>では、この値上げも当然に沿線住民、地域自治体から歓迎されているまたはやむを得ないものと承諾済みとの理解でよろしいか。 もしそうでなければこの一文に対する背信行為となるが念のため確認したい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、樽見鉄道株式会社にお伝えいたしました。</p> <p>(樽見鉄道株式会社の回答) この度はパブリックコメントに対してご意見を頂戴いたしましてありがとうございます。 沿線自治体で構成される「樽見鉄道連絡協議会」にて、ご意見を伺い承諾をいただいております。</p>
4	<p>本巢市役所員、モレラ岐阜の店員を中心に、樽見鉄道を利用する通勤客が増えてほしい。また、可能な範囲でセメント輸送の復活にも期待する。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、樽見鉄道株式会社にお伝えいたしました。</p> <p>(樽見鉄道株式会社の回答) この度はパブリックコメントに対してご意見を頂戴いたしましてありがとうございます。 特に従業員のご利用が見込まれるモレラ岐阜様には、ダイヤ改正時に就業時間帯を調査し、可能な限り通勤しやすいダイヤをご提供しております。また、市職員や企業の皆様には、金曜日限定の回数券「ECO フライデー 300」をご提供し、金曜日ノーカーデー、ノー残業デーを目的としたお得な企画乗車券の販売を継続いたします。</p>
5	<p>普通運賃を 50 円刻みとすれば、用意する釣銭を少なくして現金処理を合理化し維持費節減に繋が</p>	<p>いただいたご意見につきましては、樽見鉄道株式会社にお</p>

	<p>るはずですので、運賃額について再考してください。</p>	<p>お伝えいたしました。</p> <p>(樽見鉄道株式会社の回答)</p> <p>この度はパブリックコメントに対してご意見を頂戴いたしましてありがとうございます。</p> <p>ご提案いただいた件につきまして、貴重なご意見をいただきありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>6</p>	<p>1.申請書類について、</p> <p>(1)「旅客運賃変更要領書」及び「運輸に関する料金変更要領書」、「5. 現行(上限)・申請運賃一覧表(新旧対照表)」、「定期旅客運賃キロ別割引率表」は、鉄道事業法施行規則 32 条 2 項 3 号の「変更しようとする旅客運賃の種類・額及び適用方法」を示す書類と別に提出を求めているということか。あるいは審査のための参考書類という位置づけか。</p> <p>(2)「実測換算中心キロ程表」の実測キロ及び換算キロがすべて 100 メートル単位となっているが、実測値として本当に正確なのであろうか。</p> <p>(3)20？22 ページと 22？25 ページの資料は同じではないか。</p> <p>2.申請内容について、</p> <p>(1)近距離区間の運賃改定を大きくしている趣旨を申請者に伺いたい。</p> <p>(2)収支率が改定後も 100%を大幅に下回り、かつ配当所要額を除いても損金が発生することとなるが、申請者としてどのような考えであるか。</p>	<p>1(1)について</p> <p>鉄道事業法施行規則第 32 条第 3 項の旅客運賃等の上限の額の算出の基礎を記載した書類として、運賃の審査に必要な範囲で提出を求めています。</p> <p>1(3)について</p> <p>前段は上限設定する運賃の新旧対照表となり、後段は実施運賃の新旧対照表であるため、異なる資料となります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、樽見鉄道株式会社にお伝えいたしました。</p> <p>(樽見鉄道株式会社の回答)</p> <p>1(2)について</p> <p>この度はパブリックコメントに対してご意見を頂戴いたしましてありがとうございます。</p> <p>実測キロ程、及び換算キロ程は 10 メートル単位とした数</p>

		<p>値になっております。</p> <p>2(1)について 遠距離逓減法に基づき運賃を設定しております。</p> <p>2(2)について 収入については弊社をご利用いただくお客様のご負担を考慮して改定率を算出し、支出については経営合理化と経費節減に努めての収支率とさせていただきました。</p>
--	--	---